

H19.8.8 知財高裁 H19(行ケ)10061号 審決取消請求事件

要約)

本願商標は「ユービーエス」との称呼が生じ、引用商標と類似する(法4条1項11号)との審決を取り消した事案。

審決は、本願商標を円輪郭、切り欠いた円輪郭、及び「UBS」の文字からなり、「ユービーエス」の称呼を生じさせると認定し、また、本願商標は、これに接する当事者がプロ野球メジャーリーグの「シカゴ・カブス」のチームロゴであると理解できるほど広く認識されているとまではいえないとの判断を示した。

これに対し、裁判所は、「C」(切り欠いた円輪郭)と「UBS」とを一体のものと理解し、「カブス」の称呼のみが生じると認定した。その理由として、「シカゴ・カブス」はメジャーリーグの一球団として日本でもよく知られ、そのロゴ(本願商標と同一形状)もまた日本において相当程度知られていること、本願商標と同様の態様からなる商標が登録されていること、本願商標の出願人(原告)と引用商標の商標権者との間に本願商標を登録することの同意が存在していること、先頭の「C」を他の文字を囲む形状で大きく表記する例は少なくないこと等が挙げられた。

なお、被告(特許庁)は、本願商標には、格別の色彩が施されていないのに対して、「シカゴ・カブス」のユニフォーム等に使用されるロゴは、色彩が施されており、「C」と「UBS」には一体感が認められ、本願商標と同ロゴとは異なると主張した。しかし、裁判所は、かかる色彩の差異が、本願商標における「C」と「UBS」とを一体的に捉えることを妨げる要因とならならず、上記認定を左右することはないと判示した。



本願商標

以上

(弁護士 井上 義隆)